

製薬企業医薬情報担当者 各位

独立行政法人国立病院機構
大阪医療センター 薬剤部長

院内のMR活動について

当院における医薬品情報活動は、職員の公務専念のため、下記、取り決め事項を遵守のうえ、許可するものとする。院内医薬品情報活動の許可を必要とする製薬企業担当者は、別紙「院内医薬品情報活動許可申請書」によりあらかじめ承認を受けること。

なお、下記のルールに反する行為があった場合、当院での医薬品情報活動を禁止することがあるので申し添える。

記

1. 院内医薬品情報活動を行う製薬企業担当者は、予め「院内医薬品情報活動許可申請書」により許可を受けること。（申請書類は MONITARO の掲示板参照）
2. 許可期間は最長 1 年とし、毎年 5 月から 6 月の間に更新するものとする。異動等で 4 月に申請書を提出した場合を除く。
3. 異動等で許可が不要となった場合は、許可証並びに名札を薬剤部医薬品情報管理室まで返却すること。
4. 許可申請窓口は、原則として薬剤部医薬品情報管理室とする。但し、消耗品である医療機器等に関しては企画課とする。
5. 病院訪問時間は、原則として午後 1 時から午後 6 時までとする。
6. 外来診察室、病棟、検査室等診療に関する場所への立ち入りを禁止する。
7. 訪問する者は、薬剤部窓口の端末にて入館登録し、所定の名札を着用するものとする。
(名札は会社名、氏名を記入した当院所定のもの)
8. 所用が終わったときは、端末にて退出時刻を登録し、名札を所定の位置に返却する。
時間内に返却できなかった場合は、次回訪問時に所定の位置に返却すること。
9. 医薬品情報提供活動については、当院関係者から要請のあった場合を除き、事前に許可された品目についてのみ行うこと。
10. 先発医薬品が院内採用されている後発医薬品の情報提供活動については、宣伝許可手続きは不要とするが、薬剤部にてメーカー選定を実施するため、医薬品情報室担当に連絡すること。
後発品の宣伝を行う製薬企業は、過去に当院で採用された実績のある企業に限る。
(バイオシミラー製品に関しては、新規医薬品のフローチャートに則る。)
11. 前 9、10 項の宣伝許可に係わらず、医薬品情報提供については適正に行うこと。

以 上